

群馬県文化財保護審議会条例施行規則

令和二年三月三十一日規則第四十六号

改正 令和二年十二月十八日規則第八十八号

(趣旨)

第一条 この規則は、群馬県文化財保護審議会条例（昭和五十一年群馬県条例第八号）第七条第一項及び第十条の規定に基づき、群馬県文化財保護審議会（以下「審議会」という。）の専門部会の設置及び審議会の運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(専門部会)

第二条 審議会に、次の表の上欄に掲げる専門部会を置き、それぞれ同表の下欄に掲げる専門の事項について調査する。

専門部会の名称	担任する事項
建造物専門部会	建造物である有形文化財に関する事項
美術工芸専門部会	絵画、彫刻又は工芸品である有形文化財に関する事項
歴史資料専門部会	書籍、典籍、古文書その他の有形文化財に関する事項（建造物専門部会及び美術工芸専門部会で担任する事項並びに考古資料を除く。）
無形文化財・民俗文化財専門部会	無形文化財、民俗文化財及び文化財の保存技術に関する事項
史跡・考古専門部会	史跡、考古資料及び埋蔵文化財に関する事項
名勝・天然記念物専門部会	名勝及び天然記念物に関する事項
防災専門部会	文化財の防災に関する事項

(専門部会の意見の聴取等)

第三条 審議会は、文化財の保存及び活用に関する重要事項について知事に建議しようとする場合においては、当該事項に関係のある専門部会の意見を聴いて審議するものとする。

2 専門部会は、文化財の保存及び活用に関する重要事項について、審議会に意見を述べることができる。

(会議の公開)

第四条 審議会の会議は、公開とする。ただし、審理の内容が次に掲げる事項の場合は、この限りでない。

- 群馬県指定重要文化財の指定又はその指定の解除に関すること。
- 群馬県指定重要無形文化財の指定又はその指定の解除に関すること。
- 群馬県指定重要無形文化財の保持者若しくは保持団体の認定又はその認定の解除に関すること。
- 群馬県指定重要有形民俗文化財若しくは群馬県指定重要無形民俗文化財の指定又はその指定の解除に関すること。
- 群馬県指定史跡名勝天然記念物の指定又はその指定の解除に関すること。
- 群馬県選定保存技術の選定又はその選定の解除に関すること。
- 群馬県選定保存技術の保持者若しくは保持団体の認定又はその認定の解除に関すること。
- その他審議会の議決によりその都度指定した事項に関すること。

(委任)

第五条 この規則に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、審議会に諮って会長が定める。

附 則

この規則は、令和二年四月一日から施行する。

この規則は、令和三年二月一日から施行する。